

保発 0112 第 1 号
令和 6 年 1 月 12 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件について

貴協会の令和 6 年度における都道府県単位保険料率の算定に当たり、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 2 号。以下「第 2 号告示」という。）が、本日告示されたところである。

第 2 号告示の趣旨、内容等は、下記のとおりであるため、御了知の上、貴協会が管掌する健康保険事業について、適正に執行いただくようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

令和 6 年度の全国健康保険協会の各支部の都道府県単位保険料率の算定に当たり勘案される、福島県支部の加入者に係る東日本大震災に係る一部負担金の減免措置の影響による医療費の増大分の 7 割給付部分（以下「波及増分」という。）の額を定めるものである。

第 2 改正の内容

令和 6 年度の全国健康保険協会の各支部の都道府県単位保険料率の算定に当たり勘案される、東日本大震災の発生に伴う福島県支部が行った一部負担金の減免措置に伴う波及増分として、「十九億千五百二十八万千円」と定めること。

これにより、当該額は、都道府県単位保険料率の算定に当たり、福島県支部の令和 4 年度精算分の保険給付の額から控除され、全支部による負担となること。

第3 適用期日

令和6年3月1日

○厚生労働省告示第二号
 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年三月一日から適用する。

令和六年一月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 福島県の支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十九億千五百二十八万千円</p>	<p>健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 福島県の支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十二億七千三百五十万五千円</p>

(傍線部分は改正部分)